

# 10月からスタートする「家庭系ごみの有料化」についてお知らせします

—有料化の対象となるのは「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です—

## 8月中旬から指定収集袋の販売を開始します

### ◆販売場所

市内のコンビニエンスストア、スーパーマーケットなど、約150店舗。武蔵野市、調布市、小金井市の一部でも購入できるようにします。

## 家庭系ごみ有料化に関する疑問・質問

**Q** 有料化されると、ごみの出し方は変わるのですか？

**A** 有料化の対象となる「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は市で指定する収集袋を出してください。ごみを出す曜日、時間、場所に変更はありません。

**Q** 1カ月の負担はどのくらいになりますか？

**A** 市内の平均的なごみ袋の使用量は、一世帯あたり、燃やせるごみは週2回の収集で2袋(M袋)ずつ、燃やせないごみは月2回で1袋(M袋)で、1カ月で合計10袋程度と想定しています。この場合、1世帯あたりの1カ月の負担額は370円です。

**Q** 今、家にあるレジ袋は、使用できなくなるのですか？

**A** 有料化の対象とならないペットボトル、プラスチック類、有害ごみは出し方に変更はありませんので、今までどおり、レジ袋を使用することができます。

**Q** 指定収集袋を使っていないごみが出された場合はどうなりますか？

**A** 指定収集袋を使用していないごみは収集できません。収集できないごみには、警告シールを貼るなど、正しく出してもらうよう指導します。

**Q** ごみを有料にすることで、不法投棄が増えるのではないのでしょうか？

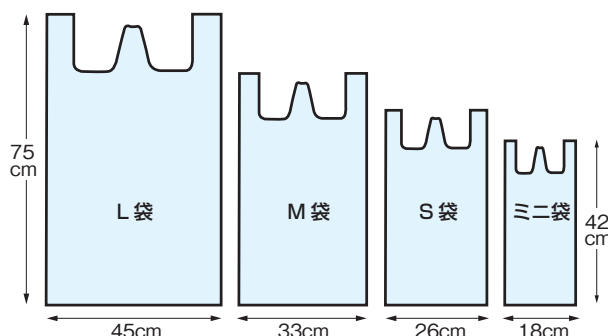
**A** 現在、道路上の不法投棄対策として、環境指導員による地域のパトロールの実施と、排出者が特定できる場合にはその後の指導を行っています。有料化後は、さらに早朝パトロールを実施するなど、不法投棄対策の強化を図っていきます。

## ●三鷹市指定収集袋(ごみ袋)について

指定収集袋は燃やせるごみと燃やせないごみで共通です。ご家庭では、燃やせるごみ・燃やせないごみそれぞれの専用袋として使い分けてください。

### 指定収集袋の種類および価格

袋の種類	袋のサイズ	1枚あたりの料金 ※販売は10枚1セット。 ( )は販売価格。
ミニ袋	5ℓ	9円(90円)
S袋	10ℓ	18円(180円)
M袋	20ℓ	37円(370円)
L袋	40ℓ	75円(750円)



袋の販売は8月中旬から開始します。

## ●有料化から除外するもの

以下のものは、指定収集袋で出す必要はありません。

◆**せん定枝**…一本の長さが80cm、太さ5cm以下にし、直径50cm以下に束ねて、燃やせるごみの日に出してください。

◆**草、落ち葉**…透明または半透明の袋(レジ袋でも可)に入れて、燃やせるごみの日に出してください。

◆**紙おむつ(ペット用を除く)**…透明または半透明の袋(レジ袋でも可)に入れて、燃やせるごみの日に出してください。

◆**ボランティアごみ**…ボランティア専用袋に燃やせるごみと燃やせないごみを分別して、それぞれの収集日に出してください。

※一世帯あたりで出せる1回のごみ袋の量は45ℓで3袋(せん定枝は3束)までです。

## 「ボランティアごみ」って、どんなごみ？

### ●ボランティアごみとは

道路、河川など、公共の場所をボランティアの一環として清掃した時のごみのことを行います。

### ●ボランティア専用袋の入手方法

事前に市役所または、市政窓口で申請してください。

申請内容を確認のうえ、一定枚数をお渡します(申請は個人・団体を問いません)。

## ●ごみ処理手数料の減免制度

次の世帯には、申請により一定枚数の指定収集袋をお渡しします。

### ◆減免対象となる世帯

- 天災および火災により被害を受けた世帯
  - 生活保護受給世帯
  - 中国在留邦人等支援受給世帯
  - 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
  - 高齢福祉年金受給世帯
  - 75歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみまたは収入のない世帯
  - 身体障害者手帳交付者2級以上、精神障害者保健福祉手帳交付者2級以上、東京都愛の手帳交付者2度以上のいずれかに該当する者が属する世帯で、かつ市民税非課税世帯
- ※粗大ごみの減免対象世帯とは異なります。

### ◆交付枚数

1世帯あたり年間100枚。ただし、申請する月に応じて支給枚数が異なります。複数の減免事由に該当する場合も支給枚数は最大で100枚です(天災および火災により被害を受けた世帯は必要枚数を配付します)。

### ◆交付する袋のサイズ

原則として1人世帯はS袋、5人以上の世帯はL袋、それ以外の世帯はM袋となります。

### ◆申込方法

所定の申請書に減免事由が分かるものを添えて、ごみ対策課まで申請してください。  
※申請時期・方法など、くわしくは、決まり次第別途お知らせします。

## 指定収集袋取扱店を募集

市が指定する収集袋(ごみ袋)および粗大ごみ処理券を販売していただけるお店を募集します。申込資格などくわしくは市のホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/) <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/> をご覧ください。

トップページ→お知らせ→事業者向け情報→三鷹市指定収集袋取扱店を募集

◆**対象** スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店などの小売店と福祉団体、NPO法人など。

◆**取扱手数料** 家庭系ごみ指定収集袋は価格の8%、事業系ごみ指定収集袋および粗大ごみ処理券は価格の10%です。その他、1品目につき1カ月500円の事務手数料を加算します。

### ◆販売にあたっての注意事項

- ①原則として、家庭系ごみ指定収集袋(4サイズ)、事業系ごみ指定収集袋(4種類7サイズ)、粗大ごみ処理券の全種類を扱っていただきます。
- ②指定収集袋などは値引き販売や景品として無料で配布することはできません。
- ③指定収集袋および粗大ごみ処理券は全て買い取りとなります。

◆**申込方法** 所定の申込書に納税証明書、店舗の所在が分かる地図、店舗の外観の写真を添えて、ごみ対策課まで郵送またはお持ちください。

◆**募集期間** 5月11日(月)～6月12日(金)(必着)

◆**取扱店の決定** 申込書の内容を審査し、後日、結果は書面で通知します。